

京都市深草墓園内飲料自動販売機設置仕様書

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課が行う京都市深草墓園（以下「深草墓園」という。）内における飲料自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、深草墓園内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地

京都市深草墓園（京都市伏見区深草石峰寺山町）

(2) 設置場所、台数、寸法上限

別紙 1

場所	寸法上限	台数
便所棟 軒下	W1220mm×D900 mm×H2600 mm	1 台

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

(3) 設置事業者

1 設置事業者とします。

※ 設置事業者の決定方法は、仕様書「7 設置事業者の決定」を参照してください。

(4) 最低使用料

3, 296 円／年（税込）

(5) 空容器の回収

ア 設置事業者は、設置する自動販売機の付近に空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとしてください。

ウ 回収箱の形式は、施設の特性を考慮し、華美なデザインを避け、白・茶・黒等の地味な配色にすることとし、事前に本市と協議のうえ設置してください。

エ 回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないよう随時適切に回収してください（盆（8月）、彼岸（9月、3月）、年始（1月）は、他の月と比べて来園者数が多くなりますので、特に御留意ください。）。また、回収した容器は、各種法令に基づき適切にリサイクル等の処理を行ってください。

(6) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ビン及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

(7) 設置機種等

ア ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

イ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開園時間外（17時～翌朝8時）や、休場日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

ウ 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(8) 意匠

施設の特性上、白、茶、黒等の色を基本とし、華美なデザイン及び色は避けてください。

(9) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策、転倒防止策を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(10) 衛生管理等

衛生管理等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(11) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

(12) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に本市と協議のうえ、深草墓園の運営に

支障を来たすことのないよう十分に注意してください。

(13) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め本市に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる条件を満たしている方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる条件を満たし、かつ、自己を証明する書類(注)を提出できる方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に関係すると認められる者でないこと。

(ア) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。)が暴力団員であるとき。

(イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

(ウ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(エ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて*、下記の書類を提出してください。

<応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人その他の団体であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3か月以内に発行されたもの）
 - ※法人格のない団体については、代表者の印鑑登録証明書（応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

<印鑑登録証明書または登記事項証明書について>

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
なお、許可等の確認のために免許等の提示をしていただきます。
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

<誓約書について>

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和6年5月1日から令和7年3月31

日までの11か月とします。

なお、令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年ごとに、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します（最長令和9年3月31日まで。）。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額（12か月）の使用料を百円単位で記入してください。

ただし、令和6年5月1日から令和7年3月31日までの使用料については、応募価格を日割り（ $335 / 365$ を乗じた額）で算定し、納入通知をします。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を一括納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4-1)に記載する使用許可の更新がなされた場合、京都市の基準により算定した毎年の使用料額と比較し、より高い金額を使用料とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日内に納入してください（翌年度当初予定）。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和6年3月25日（月）から令和6年4月12日（金）まで

ア 持参される場合

申込受付期間内の平日午前9時から正午、午後1時から午後5時の間に当課まで持参してください。

イ 郵送される場合

書留郵便にて、上記期間に必着となるように当課へ送付してください。

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) 注意事項

ア 受付期間外の申込みは一切受け付けません。

イ 受付時間を過ぎた場合は一切受け付けません。

ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）

の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。

オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。

キ 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

(ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき。

(イ) 1者で2枚以上の応募申込書を提出したとき。（いずれも無効とします。）

(ウ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。

(エ) 記載内容に訂正があるとき。

(オ) ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。

(カ) 応募に際し、不正の行為があったと認められるとき。

(キ) その他応募に関する条件に違反したとき。

ク 提出された書類の返却は行いません。

ケ 応募申込書は、京都市情報館内の医療衛生企画課ホームページからダウンロードできます。（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000323723.html>）

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和6年3月25日（月）から 令和6年4月5日（金）午後5時まで

質問は電子メールでのみ受け付けます。

(2) 質問提出先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

担当 塩見・武内 E-mail : eisei@city.kyoto.lg.jp

※質問をお送りいただく際は、件名を「【質問】深草墓園自動販売機設置に係る質問について」としてください。

(3) 質問に対する回答

令和6年4月9日（火）までに、京都市情報館内の医療衛生企画課ホームページにて掲載します。

(4) その他

ア 電子メール以外での質問には、一切応じることはできません。

イ 本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしません。

ウ 応募内容、審査等に関するお問い合わせには、一切応じることはできません。

7 設置場所の見学

京都市深草墓園の開園時間（午前8時30分から午後5時まで。土日祝を含む。）であれば、自由に見学していただけます。見学の際は、参拝者の施設利用の妨げにならないよう御留意ください。

8 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 審査段階で、応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行い、以下順次繰り返すこととします。

ウ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和6年4月17日（水）までに決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

9 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を提出してください。

(3) 標準保証書の提出

使用料が50万円以上の場合、保証人を立てていただき、運営事業者及び保証人の署名、捺印のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※ 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定の取消し、又は撤回を行います。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかったとき。
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなったとき。
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不相当と認めたとき。
- (4) 公益上の理由から、本市が自動販売機設置スペースを使用する必要性が生じたとき。

11 その他

- (1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者で負担してください。
- (2) 提出された書類等は一切返却しません。
- (3) 翌年度4月中に、前年度の販売実績（販売本数・売上金額）を報告してください。

参考

- 京都市深草墓園 休園日
1月1日から1月3日（参拝は可）
- 京都市深草墓園 職員数
約5人
- 令和5年度行政財産目的外使用料

190,000円(年額)

○ その他

- ・一般にお墓参りに行くとされる時期(3月、8月、9月、1月)に、来園者が増える傾向にあります。
- ・毎年3月、9月に慰霊式典を開催しており、参列者数は、約800人です。
- ・令和3年度及び令和4年度の販売実績については、**別紙2**のとおりです。

【問合せ先】

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課(担当:塩見・武内)

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル6階

電話 (075) 222-3433 (直通)

メールアドレス eisei@city.kyoto.lg.jp